

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

平成24年2月24日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

1 計画の趣旨

広域計画は、広域連合が行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が役割分担し、連絡調整を図りながら、処理する事項について定め、後期高齢者医療制度における広域行政の円滑な推進を図ろうとするものです。

2 計画の項目

広域計画は、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 期間及び改定

広域計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間としますが、現在、国において本制度の廃止と廃止後の新制度の検討がなされているため、平成27年度以前に本制度が廃止となり新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時見直しを行います。

4 基本的な考え方

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、次のように取り組みます。

- (1) 関係市町村との役割分担を明確にしつつ、連携を密にしながら、効率的な運営を図ります。
- (2) 医療団体や高齢者団体等の関連団体等から意見をいただきながら、質の高いサービスの提供を目指します。

5 事業計画及び役割分担

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、広域連合と市町村が相互に連携を図りながら次に掲げる事業を行います。

また、次に掲げる事業のほか、制度運営に必要な事業については、広域連合と関係市町村が協議し、適切な役割分担を行いながら実施します。

(1) 被保険者証等の交付

後期高齢者医療制度の被保険者へ、被保険者証等の交付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 電算処理システムの運用・ 資格確認及び被保険者証交付決定・ 被保険者台帳への記載・ 被保険者証の作成（一斉更新時）・ 障がい認定及び特定疾病医療受給に係る市町村への結果の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 住民情報提供システムの整備・ 被保険者証の交付、再交付申請書の受付及び広域連合への送付・ 被保険者台帳作成に必要な情報提供・ 更新時の旧被保険者証の提出の受付・ 被保険者証の作成（随時分）・ 被保険者証の引渡し・ 被保険者証の返還の受付・ 障がい認定及び特定疾病医療受給に係る情報の提供・申請の受付及び広域連合への申請書の送付

(2) 保険料の賦課及び徴収

後期高齢者医療に要する費用に充てるため、広域連合が被保険者に対し保険料の賦課を行い、市町村は徴収を行います。

低所得者及び被用者保険等の被扶養者であった方については、保険料軽減等の措置を講じ、制度の円滑な運営を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 保険料率の設定・ 賦課額の算定、賦課決定及び通知・ 保険料減免及び徴収猶予対象者の決定	<ul style="list-style-type: none">・ 所得状況及び世帯状況の把握・ 保険料の算定に必要な所得情報の広域連合への提供・ 特別徴収対象被保険者の確定・ 納入通知書等の被保険者への送付・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付及び広域連合への送付・ 保険料の徴収及び収納対策・ 徴収した保険料を広域連合へ納入

(3) 負担区分の判定

被保険者が医療機関に支払う一部負担金の割合、一部負担金等の減額対象となる低所得者の判定を行い、負担区分を決定します。

申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・負担区分の判定及び市町村への判定結果の提供・負担区分の再判定及び市町村への判定結果の提供・限度額適用・標準負担額減額の認定及び市町村への認定結果の提供・認定証の作成（一斉更新時）	<ul style="list-style-type: none">・所得状況、課税状況及び世帯状況の把握・負担区分判定に必要な所得情報の広域連合への提供・負担区分判定結果の通知及び基準収入額適用に係る確認及び申請勧奨・基準収入額適用申請書、限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書の受付及び広域連合への送付・認定証の作成（随時分）・認定証の引渡し

(4) 後期高齢者医療給付

被保険者が病気やけがの治療を受けたときの医療費、入院時食事療養費等の給付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付の審査及び支払・レセプトの点検及び保管・第三者求償請求の実施	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付に係る申請の受付及び広域連合への送付・第三者求償に係る申請の確認、受付及び広域連合への送付

(5) 保健事業

被保険者の健康の保持増進を図るため、生活習慣病の予防や疾病の早期発見につながるよう、市町村と連携して各種保健事業の効果向上を目指します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・市町村が行う健康診査事業の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携・保健師による健康相談訪問事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・健康診査事業、健康相談・指導及び健康増進事業の実施

(6) 保険者機能強化事業

制度の安定的な運営を進めていくため、医療費の適正化を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の作成及び発送・重複・頻回受診者の分析及び市町村へ情報提供・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進	<ul style="list-style-type: none">・重複・頻回受診者の生活状況、健康指導履歴等を広域連合へ情報提供

(7) 広報事業

後期高齢者医療制度の趣旨や内容等を理解していただけるよう、各種広報事業を実施します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・各種広報用資料の作成・出張講座の開催・ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none">・市町村広報への掲載及び配布・パンフレット等の配布・ホームページによる情報提供